

## 社会福祉法人青葉学園役員等の報酬等に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人青葉学園の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規定でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

2 この規定でいう理事会等とは、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会をいう。

### (理事会等の出席)

第3条 役員等が理事会等に出席したときは、別表1により旅費を支払うことができる。

2 交通費の実費が別表1の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員等の報酬)

第4条 役員等が理事会等出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 施設等の職員を兼務する役員等、別表2-2に定めた業務にあたった場合は、前項の定めによらず、同表の定めにより報酬及び旅費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務の為に出張する場合は別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (改正)

第6条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

### 附則

1 この規定は、平成30年4月1日より適用する。

別表 1

名称	旅費
役員等出席旅費	1回 5,000 円

別表 2

名称	報酬	旅費
役員等業務報酬	月額 300,000 円まで	実費

別表 2 - 2

名称	職務	報酬	旅費
役員等兼務職員	定款及び定款施行 細則に定められた 役員等としての業 務を実施した場合	月額 100,000 円まで	実費

別表 3

宿泊費	旅費
一泊 15,000 円を限度とする	実費